

警察文書伝送システム運営要則 (平成13年1月31日 警察庁訓令第2号)
(沿革) 平成16年4月1日警察庁訓令第7号改正

警察文書伝送システム運営要則を次のように定める。

警察文書伝送システム運営要則

目次

- 第1章 総則 (第1条 - 第3条)
- 第2章 運営体制 (第4条 - 第6条)
- 第3章 利用 (第7条 - 第12条)
- 第4章 運用 (第13条 - 第22条)
- 第5章 雑則 (第23条・第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察文書伝送システムによる通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令の規定中の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「警察文書伝送システム」とは、警察庁の内部部局(以下「本庁」という。)、各附属機関及び各地方機関並びに警視庁、各道府県警察本部及び各方面本部(以下「所轄庁」という。)相互間において、文書、図画及び電磁的記録を送受するために用いる電気通信設備の集合体であって、電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。
- (2) 「伝送文書」とは、警察文書伝送システムによって送受される文書、図画及び電磁的記録をいう。

(伝送文書を取り扱う所属)

第3条 伝送文書を取り扱う所属(以下「所属」という。)は、警察庁情報通信局長(以下「情報通信局長」という。)が別に定める。

2 所轄庁(本庁を除く。)の長は、所属について変更を行う必要が生じたときは、その旨及びその理由を、文書をもって、情報通信局長に申し出るものとする。

る。

3 情報通信局長は、前項の申出が適当であると認めるときは、直ちに所属の変更を行う。

第2章 運営体制

(システム管理者)

第4条 警察文書伝送システムを適正に運営するため、次に掲げる組織ごとにシステム管理者を置くものとし、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 本庁及び附属機関 警察庁情報通信局情報通信企画課通信運用室長（以下「通信運用室長」という。）
 - (2) 管区警察局（府県情報通信部を除く。） 管区警察局情報通信部機動通信課長
 - (3) 東京都警察情報通信部及び警視庁 東京都警察情報通信部機動通信第二課長
 - (4) 北海道警察情報通信部（方面情報通信部を除く。）及び北海道警察本部 北海道警察情報通信部機動通信課長
 - (5) 府県情報通信部及び府県警察本部 府県情報通信部機動通信課長
 - (6) 方面情報通信部及び方面本部 方面情報通信部機動通信課長
- [改正・・・平成16年訓令第7号]

2 システム管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 警察文書伝送システムの稼働状況の把握及び適切な管理
- (2) 警察文書伝送システムに係る安全性の確保
- (3) 職員に対する警察文書伝送システムの利用に係る指導及び教養

3 システム管理者は、前項に規定する業務を行うため、相互に緊密な連携を保たなければならない。

(記録管理者)

第5条 警察庁に、送受用カード（伝送文書の送受の用に供する電磁的記録をその構成部分とするカードをいう。）及び親展用カード（親展扱いの伝送文書の復元の用に供する電磁的記録をその構成部分とするカードをいう。）の記録管理を行う者として記録管理者を置くものとし、通信運用室長をもって充てる。

2 記録管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 送受用カード及び親展用カードの構成部分である電磁的記録の生成、廃止及び失効に係る記録管理
- (2) 前号に掲げる業務を行うための設備に係る安全性の確保
- (3) 送受用カード及び親展用カードの配布
(取扱担当者等)

第6条 各所属における伝送文書の取扱いは、所属の長の指名する者（以下「取扱担当者」という。）が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、執務時間外における第8条の緩急種別が至急である伝送文書の取扱いは、所轄庁の長（本庁にあっては、警察庁長官。以下同じ。）が指名する者（以下「当直取扱担当者」という。）が行うものとする。ただし、所轄庁の長は、職員の勤務体制を考慮して、当直取扱担当者が伝送文書の取扱いを行う時間帯について別段の定めをすることができる。
- 3 取扱担当者は、必要に応じ、当直取扱担当者に代わって、その所属に係る伝送文書の取扱いを行うことができる。

第3章 利用

(基本原則)

第7条 伝送文書は、警察の責務を遂行するために必要な事項を内容としたものでなければならない。

- 2 何人も、警察文書伝送システムによる通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で、これを利用してはならない。

(伝送文書の緩急種別)

第8条 伝送文書は、その緩急種別により、次のとおり区分する。

- (1) 至急 急を要する場合に、発信者がその旨を指定したもの
- (2) 普通 至急以外のもの

(伝送文書の親展扱い)

第9条 伝送文書のうち特に秘密を要するものは、これを親展扱いとし、暗号化して着信者に送達するものとする。この場合において、発信者が着信者として指名できる者は、情報通信局長が定める者に限るものとする。

- 2 発信者は、伝送文書を親展扱いにしようとするときは、その旨を指定しなければならない。

3 親展扱いの伝送文書を復元するときは、親展用カードを用いるものとする。
(伝送文書作成上の要件)

第10条 伝送文書は、情報通信局長が定める要件を具備したものでなければならない。

(伝送文書の発信)

第11条 発信者は、伝送文書を発信しようとするときは、必要事項を取扱担当者又は当直取扱担当者に申し出なければならない。

(伝送文書の受領)

第12条 着信者は、伝送文書の交付通知を受けたときは、速やかに、取扱担当者又は当直取扱担当者から伝送文書を受領しなければならない。

第4章 運用

(秘密の保持)

第13条 システム管理者、取扱担当者及び当直取扱担当者その他の警察文書伝送システムの運営に従事する者並びにこれに従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

(改変の禁止)

第14条 取扱担当者及び当直取扱担当者は、伝送文書の内容を改変してはならない。

(警察文書伝送システムの運用時間)

第15条 警察文書伝送システムの運用時間は、常時とする。

(伝送文書の受付)

第16条 伝送文書(当直取扱担当者が伝送文書を取り扱う時間帯における第8条の緩急種別が普通である伝送文書を除く。)の受付は、常時行うものとする。

2 取扱担当者及び当直取扱担当者は、伝送文書の発信の申出を受けたときは、速やかに、受付手続を行わなければならない。

(伝送文書の受付の拒否等)

第17条 取扱担当者及び当直取扱担当者は、伝送文書が次の各号の一に該当するときは、その受付を拒否することができる。

(1) 伝送文書の疎通を著しく阻害すると認めるとき。

(2) 端末設備の機能上、当該伝送文書を送信することが不適當と認めるとき。

(3) 事故のため、送信を実施することができないとき。

(4) その他この訓令の規定に適合しないものであると認めるとき。

2 取扱担当者及び当直取扱担当者は、前項の規定により伝送文書の受付を拒否するときは、発信者に対し、その理由を明らかにしなければならない。

(伝送文書の送受信)

第18条 取扱担当者及び当直取扱担当者は、第8条の緩急種別に応じ、普通の伝送文書については速やかに、至急の伝送文書については直ちに、送受用カードを用いて送受信を行わなければならない。ただし、当直取扱担当者が伝送文書を取り扱う時間帯における普通の伝送文書の受信は、その時間の終了後速やかに行うことができる。

(伝送文書の交付)

第19条 取扱担当者及び当直取扱担当者は、伝送文書を受信したときは、速やかに、着信者に対する交付通知その他必要な措置を執らなければならない。

(原紙等の返却)

第20条 取扱担当者及び当直取扱担当者は、送信を終了したときは、当該伝送文書の原紙等を発信者に返却しなければならない。

(事故発生時の措置)

第21条 情報通信局長は、警察文書伝送システムに係る事故が発生した場合に執るべき措置をあらかじめ定め、その内容をシステム管理者に周知しなければならない。

2 システム管理者は、システムに係る事故が発生したときは、速やかに、事故の状況及び必要な措置を職員に周知するとともに、その原因を調査し、他のシステム管理者と連携をとりつつ、復旧の措置を講じ、かつ、その経過を情報通信局長に報告しなければならない。

(送受用カードの保管等)

第22条 取扱担当者及び当直取扱担当者並びに第9条第1項の情報通信局長が定める者は、送受用カード又は親展用カードを確実に保管しなければならない。

2 取扱担当者及び当直取扱担当者は、他の者に送受用カードを使用させてはならない。

第5章 雑則

(細則)

第23条 この訓令の実施に関し必要な事項は、情報通信局長が定める。

(監査の実施)

第24条 情報通信局長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長は、警察文書伝送システムの運営に関し必要な事項について、監査を行わなければならない。

[改正・・・平成16年訓令第7号]

附 則

- 1 この訓令は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 警察電報要則（昭和40年警察庁訓令第4号）は、廃止する。
- 3 県内電報の取扱いについては、当分の間、なお従前の例による。
- 4 警察庁における文書取扱に関する訓令（昭和31年警察庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条、第10条及び第19条中「警察電報」を「伝送文書（電磁的記録を除く。）」に改める。

- 5 警察庁の内部部局に勤務する職員の当直勤務に関する訓令（昭和39年警察庁訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「電報」を「伝送文書」に改める。

第5条中「有線電報、無線電報」を「伝送文書」に改める。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

- 6 警察電話要則（昭和42年警察庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第36条を削り、第37条を第36条とし、第38条から第46条までを1条ずつ繰り上げる。

- 7 足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ただし、緊急を要するため警察電報を利用するときは、別記様式第2号によるものとする。」を削る。

第5条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第7条中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、「ただし、緊急を要するため警察電報を利用するときは、別記様式第6号の被疑者足跡照会書

によるものとする。」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。